

経営会議の内容

件 名	大和州市税条例の一部改正(わがまち特例等を規定)について
所 管 部	総務部
日時・場所	平成30年10月18日(木) 9:00 ～ 10:00 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、収納課長、市民税課長、資産税課長、環境総務課長、生活環境保全課長、土木管理課長
提 出 理 由	地方税法の改正に伴い、市税条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・わがまち特例の特例割合について、国としてはどの設備も設置を推進したいと考えているはずだが、出力により参酌割合に差がある理由はなにか。 (所管部) 今回、区分が2分化した経緯としては、国が推進に消極的な施設規模に対して新たに参酌割合を設定したことによるものである。例えば、太陽光発電設備について、出力1,000kW以上のメガソーラーは、全国的に既に設置が進んでおり、設置台数を抑える必要があることから、参酌割合を高く設定している。一方で、小規模のものは電力の地産地消の観点から、参酌割合を低く設定することでより設置を促している。これ以外の施設についても同様に、国が設置に消極的な施設規模については、新たに区分を追加し、参酌割合を高く設定している。 ・平成30年度課税でわがまち特例の適用件数は0件だが、今後どのくらいの適用件数を見込んでいるのか。 (所管部) わがまち特例が自家消費型、つまり売電ができない設備に限定されていることから、事業者は採算の面で消極的にならざるをえないのが現状である。自家消費型の活用方法が見出されれば事業者が現れるのではないかと考えている。 ・太陽光発電設備で売電をしている企業は大和市内にどれくらいあるのか。 (所管部) 市内に190設備あり、1事業所当たり約4機を設置しているため、約50企業あるとみられる。1,000kW以上のものはない。 ・本市において設置の可能性が低い施設についても条例化しなければならないのか。 (所管部) 設置の可能性は低いものの、万一施設が新たに設置された場合、条例に規定がなければ減額措置そのものが行えなくなってしまうため、条例化の必要があると考える。 ・万一設置された場合でも、専決処分での対応が可能ではないか。 (所管部) 減額措置をとるうえで、その率については専決処分ではなく、議会に諮り、条例化するほうがよいと考える。 ・なぜ自動車取得税を廃止し軽自動車税環境性能割を創設するのか、背景はなにか。 (所管部) 自動車取得税については、購入時に課税される消費税との二重課税の問題があることに加え、当初は道路特定財源として創設されたものが、今日では一般財源になっていることから課税根拠が失われているという批判もあった。地球温暖化や公害対策の一環として環境性能に優れた車の普及のため、環境負荷に応じた課税へのシフトとして環境性能割が創設された。

	・法人税割の税率の引き下げは今後本市に優位に働くのか。 (所管部) 今回の改正は、地域間の税収の偏在性を是正することが目的である。市税への影響額は、それぞれの年度で変わるが、平成 33 年度から 4 億円ほどの減収になる。減税分の 75%は交付税で加味されるが、25%は加味されないため、市の収入としては減収となる。 ・雨水貯留浸透施設について、特定都市河川法による設置義務の関係が大きいと考えるが、平成 30 年度課税でわがまち特例の適用があった 1 件はそれに伴うものなのか。 (所管部) そのとおりである。 ・本市には境川と引地川が流れているが、流域の雨水貯留浸透施設の設置状況はどうか。 (所管部) 雨水貯留浸透施設については、特定都市河川法に基づき、1,000 ㎡以上の開発等のある事業者に対して設置が義務化されているものである。平成 30 年度課税の適用件数は 1 件だが、申請件数は 16 件あった。 ・個人市民税における控除対象配偶者の定義変更により、何人が影響を受けるのか。 (所管部) 配偶者控除とは、納税者に控除対象配偶者がいる場合に、個人市民税について一定の控除が受けられるものである。今回の改正は納税者の所得制限が設けられたことから、これまで高額所得者で配偶者控除を受けていた人は控除がなくなり増税となる。一方、配偶者控除の対象にならなかった人でも配偶者特別控除があり、配偶者の所得金額に応じて一定の控除が行われる。こちらの控除については、所得の上限が拡大したため、市としては減収を見込んでいる。配偶者関連で影響する人数は概ね 6,700 人である。 ・軽自動車税環境性能割について、収納課が滞納整理をすることはないのか。 (所管部) 県が賦課徴収を行うため、滞納整理事務を行うことはない。 ・軽自動車税環境性能割について、自動車取得税交付金は変わるのか。 (所管部) 自動車取得税の交付金は、軽自動車を含む自動車全体について交付されてきたが、環境性能割の創設に伴い、軽自動車の取得に係る税金は市税となり、軽自動車税分を除いた自動車税分が交付される。 ・自動車取得税交付金と軽自動車税環境性能割について、減額される分と新たに入る分は、同額になるのか。 (所管部) 環境性能割については、現行の自動車取得税と比較すると燃費の良い自動車の非課税枠や軽減枠を広げるものであるため、約 2 割程度減収すると国では試算している。このためトータル的に市に入ってくる額は減る見込みとなっている。 ・雨水貯留浸透施設は特例割合の参酌基準が厳しくなっている。水害の被害が出ている昨今の時代と逆行しているように感じるが、背景はなにか。 (所管部) 雨水貯留浸透施設については、平成 24 年の改正でわがまち特例の対象となった。本来は開発事業者の責任において設置されるものであるが、浸水被害防止の必要性は認められるため、特例割合は縮小されたものの、適用期限を 3 年間延長することで対応している。
会議結果	案のとおり、進めていく。